

（趣旨）

第 1 条 この規則は、檜原村企（起）業誘致促進条例（平成 21 年条例第 18 号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則における用語の意義は、条例で使用する用語の例による。

（指定の要件）

第 3 条 条例で規定する指定事業者の指定を受けることができる企（起）業者は、条例第 5 条で定める要件のほか、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- （1） 企（起）業者は、条例第 1 条の目的を達成するため、2 名以上を常用雇用し原則として村内に住所を有する雇用者を 2 分の 1 以上雇用することを要件とする。
- （2） 条例第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する事業所及び賃貸用施設にあっては、村内全域において事業の用に供する施設を新設する場合とする。また、村内既設施設を有する企（起）業者が、新たに村内の土地を取得又は賃貸し施設を建設した場合は、新設扱いとする。
- （3） 条例第 4 条第 2 号の規則で定めるものは、事業開始日以前から本村に居住し、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 5 条の規定により住民基本台帳に登録され又は外国人登録法（昭和 27 年法律第 125 号）第 4 条第 1 項の規定により外国人登録原票に登録されている者のうち新規雇用の日から 1 年以上継続して雇用されたものとする。ただし、2 年目の適用については、前年までの適用人数のうち最も多い人数からの増員分を対象とする。

（指定事業者の申請）

第 4 条 条例第 6 条の規定により指定事業者の指定を受けようとする企（起）業者は、当該事業所の設置に着手しようとする 30 日前までに、檜原村指定事業者指定申請書（様式第 1 号）に次の書類を添えて、村長に提出しなければならない。ただし、添付書類については、村長が必要がないと認めるときはこれを省略することができる。

- （1） 定款の写し又はそれに代わるもの
- （2） 法人の登記事項証明書
- （3） 直近 3 営業年度の決算書の写し
- （4） 事業計画書
- （5） 事業所の位置及び配置が分かる図面
- （6） 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- （7） 当該事業所において予定される常用雇用者及び総雇用者数を記載した書類
- （8） 国税、地方税を直近までに完納したことを証する書類
- （9） 前各号に掲げるもののほか、村長が必要と認める書類

2 村長は、理由があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、第 1 項第 4 号から第 8 号までに掲げる書類の提出時期を延期することができる。

（指定の通知）

第 5 条 村長は、条例第 7 条第 1 項の規定により指定事業者の指定をしたときは、檜原村指定事業者指定書（様式第 2 号）により、指定を行わないときは檜原村指定事業者不指定書（様式第 3 号）により当該申請者に通知するものとする。

2 村長は、条例第 7 条第 2 項の規定により指定に条件を付したときは、前項の指定書にその条件を記載するものとする。

（助成金の交付申請）

第 6 条 条例第 10 条第 1 項の規定により助成金の交付を受けようとする指定事業者は、助成金交付申請書（様式第 4 号）により村長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請の期間及び助成金交付申請書に添付する書類は、別表第 1 のとおりとする。ただし、添付する書類について村長が必要がないと認めるときは、この限りでない。

(助成金の交付の要件)

第 7 条 条例第 10 条第 2 項に規定する助成金の交付の要件は、別表第 2 のとおりとする。

(助成金の交付決定)

第 8 条 村長は、条例第 10 条第 2 項の規定により助成金の交付を決定したときは、助成金交付決定通知書 (様式第 5 号) により当該指定事業者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第 9 条 指定事業者は、前条の規定により助成金の交付決定の通知を受けたときは、村長に対し、助成金交付請求書 (様式第 6 号) により助成金を請求するものとする。

(変更の申請及び承認)

第 10 条 指定事業者は、条例第 12 条第 1 項の規定による変更の申請をするときは、檜原村指定事業者指定内容変更申請書 (様式第 7 号) により村長に行うものとする。この場合においては、村長が必要と認めるときは、指定事業者は、その変更に係る事実を証する書類を添付しなければならない。

2 条例第 12 条第 2 項に規定する承認は、檜原村指定事業者指定内容変更承認書 (様式第 8 号) により行うものとする。

(事業開始の報告)

第 11 条 指定事業者は、事業開始の日から 60 日以内に、事業開始報告書 (様式第 9 号) に、村長が必要と認める書類を添えて、村長に提出しなければならない。

(事業廃止又は休止の届出)

第 12 条 指定事業者は、事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、事業廃止 (休止) 届 (様式第 10 号) により村長に届け出なければならない。

(指定事業者の指定の取消し)

第 13 条 村長は、条例第 13 条第 1 項の規定により指定事業者の指定を取り消したときは、檜原村指定事業者指定取消通知書 (様式第 11 号) により当該企 (起) 業者に通知するものとする。

2 村長は、条例第 13 条第 2 項の規定により助成金の返還を命ずるときは、助成金返還命令書 (様式第 12 号) により行うものとする。

(地位の承継の申請等)

第 14 条 指定事業者の事業を承継した企 (起) 業者は、檜原村指定事業者指定承継申請書 (様式第 13 号) に村長が必要と認める書類を添えて、速やかに村長に申請しなければならない。

2 村長は、前項の規定による申請を受理したときは、速やかに審査し必要に応じ調査等を行ない、適当と認める時は檜原村指定事業者指定承継承認通知書 (様式第 14 号) により、適当と認めないときは檜原村指定事業者指定承継不承認通知書 (様式第 15 号) により、当該企 (起) 業者に通知するものとする。

(企 (起) 業誘致審査委員会)

第 15 条 村長は、条例第 7 条第 1 項に定める指定事業者の指定の審査及び調査を行うため、檜原村企 (起) 業誘致審査委員会 (以下「審査委員会」という。) を設置することができる。

2 審査委員会の組織その他必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が定める。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 6 条関係)

助成金の種類	申請の期間	添付書類
操業助成金	事業開始の日以後に賦課される各年度の固定資産税の最終の納期限の日から 3 か月以内の期間	(1)村税を直近納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
雇用促進助成金	新規雇用を日の 1 年後から 3 か月以内の期間	(1)新規雇用した者の住民票の写し、又は外国人登録原票の写し(事業開始の日から 1 年を経過した日以後に交付されたものに限る。) (2)雇用保険被保険者証の写し (3)その他村長が必要と認める書類
上下水道料金助成金	事業開始の日の属する月から 1 年分ごとを単位として各年分の上下水道料金の完納後から 3 か月以内の期間	(1)上下水道料金を指定納期限までに完納したことを証する書類 (2)その他村長が必要と認める書類
用地取得助成金	事業開始の日から 1 年以内の期間	(1)土地の購入代金又は賃貸料の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
施設設置助成金	事業開始の日から 1 年以内の期間	(1)事業所の建設代金の全額の支払を明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類
利子補給助成金	当該事業の用に供するための融資の返済を開始した月から 1 年分を単位として各年分の返済後から 3 か月以内の期間	(1)当該事業の用に供するための融資を受けたことを明らかにする書類 (2)その他村長が必要と認める書類

別表第 2 (第 7 条関係)

助成金の種類	助成金の交付の要件
操業助成金	指定事業者が、村税を当該税の直近納期限までに完納していること。
雇用促進助成金	指定事業者が、新規雇用した者を事業開始の日から 1 年以上継続して雇用したこと。
上下水道料金助成金	指定事業者が、事業所において上下水道を使用することにより徴収される上下水道料金を指定納期限までに完納していること。
用地取得助成金	指定事業者が、取得した土地の購入代金又は賃貸料の全額を支払っていること。
施設設置助成金	指定事業者が、設置した事業所の建設価格の全額を支払っていること。
利子補給助成金	指定事業者が、当該事業の用に供するための融資を返済期日までに完済していること。

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

檜原村長 様

申請者 所在地
名称
代表者

印

檜原村指定事業者指定申請書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

事業計画書

1 申請書の概要

(1) 既存事業の概要

事業の沿革			
事業の内容			
業種		対象業種業歴	年
資本金(出資金)	千円	従業員数	人

(2) 既存事業所の概要(年 月 日現在) (単位: m²、人)

既存事業所の名称	所在地	敷地面積	延床積	従業員数	業務内容(業種等)

(3) 取引実績(直近3営業年度分、決算期 月) (単位: 千円)

	期	期	期
売上額			
部門別売上内訳			
経常利益			

2 設置予定事業所の概要(計画)

事業の用に供する施設の用途			
附帯施設の用途			
所在地			
規模等	土地 延床面積 店舗面積	m ² m ² m ²	建物(建築面積) 構造 造 建
工事予定期間	着手： 年 月 日 完了： 年 月 日		
事業開始予定日	年 月 日	用途地域	
当該事業所における従業員数(予定)	全従業員数(予定)	人(男 人、女 人)	
	新規雇用する人数(予定)	人(男 人、女 人)	
土地売買契約(予定)日	年 月 日	賃貸借契約(予定)日	年 月 日
登記(予定)日	土地： 年 月 日	建物：	年 月 日

3 事業費の内訳(計画)

(1) 自社用施設

区 分	種 別 ・ 数 量 等	価 額	所 有 者
土 地		千円 (円 / m ²)	
建 物		千円 (円 / m ²)	
構 築 物		千円	
機 械 装 置		千円	
そ の 他		千円	
合 計		千円	

(2) 賃貸用施設

区 分	種 別 ・ 数 量 等	価 額	所 有 者
土 地		千円 (円 / m ²)	
建 物		千円 (円 / m ²)	
構 築 物		千円	
機 械 装 置		千円	
そ の 他		千円	
合 計		千円	

4 資金計画

区 分	金 額
自己資金	千円
借入金	千円
そ の 他	千円
合 計	千円

5 添付書類

- (1) 定款の写し又はそれに代わるもの
- (2) 法人の登記事項証明書
- (3) 直近3営業年度の決算書の写し
- (4) 事業所の位置及び配置が分かる図面
- (5) 売買契約書又は賃貸借契約書の写し
- (6) 国税、地方税を直近までに完納したことを証する書類
- (7) その他参考資料

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

檜 原 村 指 定 事 業 者 指 定 書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者について、下記のとおり指定します。

記

- 1 事業内容
- 2 対象となる助成金の種類
- 3 指定番号
- 4 事業所の名称
- 5 事業所の所在地
- 6 事業所の代表者氏名
- 7 指定の条件

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

檜原村指定事業者不指定書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者について、下記の理由により指定
しませんので、通知します。

記

- 1 指定しない理由
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の代表者氏名

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

助成金交付申請書

檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく助成金の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号

2 助成金交付申請額

助成金の名称	交付申請額
操業助成金	円
雇用促進助成金	円
上下水道料金助成金	円
用地取得助成金	円
施設設置助成金	円
利子補給助成金	円

3 添付書類

様式第5号（第8条関係）

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

助成金交付決定通知書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく助成金について、下記のとおり交付します。

記

1 指定番号

2 助成金の名称

3 交付決定額 円

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

助成金交付請求書

年 月 日付け檜発第 号で交付決定のあった檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく助成金について、下記のとおり交付請求します。

記

1 指定番号

2 助成金の名称

交付請求金額		円
内 訳	操業助成金	円
	雇用促進助成金	円
	上下水道料金助成金	円
	用地取得助成金	円
	施設設置助成金	円
	利子補給助成金	円

3 振込口座

受取口座	金融機関名	
	預金種目	
	口座番号	
	口座名義	

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

檜原村指定事業者指定内容変更申請書

檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定を受けた内容を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

1 指定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3 添付書類

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

檜原村指定事業者指定内容変更承認書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定内容の変更について、下記のとおり承認します。

記

1 指定番号

2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由

3 追加し、又は変更する指定の条件

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

事業開始報告書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定を受けた事業所において事業を開始したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 指定番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 事業所の代表者氏名
- 5 事業を開始した日 年 月 日
- 6 新規雇用した者の人数（うち村内居住者 人）
- 7 添付書類

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

事業廃止(休止)届

檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定を受けた事業所(賃貸用施設)における事業を(廃止・休止)するので、届け出ます。

記

1 指定番号

2 廃止(休止)予定年月日 年 月 日

3 廃止(休止)理由

様式第 1 1 号 (第 1 3 条関係)

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜 原 村 長 印

檜 原 村 指 定 事 業 者 指 定 取 消 通 知 書

檜 原 村 企 (起) 業 誘 致 促 進 条 例 に 基 づ く 指 定 事 業 者 の 指 定 を 取 り 消 し た の で 、 下 記 の と お り 通 知 し ま す 。

記

- 1 指 定 番 号
- 2 取 消 し の 理 由
- 3 既 に 交 付 し た 助 成 金 が あ る 場 合 の 処 置

名 称
代表者 様

檜 原 村 長 印

奨 励 金 返 還 命 令 書

檜 原 村 企 (起) 業 誘 致 促 進 条 例 第 1 3 条 第 2 項 の 規 定 に よ り 、 下 記 の と お り 助 成 金 の 返 還 を 命 じ ま す 。

記

指 定 事 業 者	指 定 番 号	
	名 称	
	所 在 地	
	代 表 者 氏 名	
事 業 所	名 称	
	所 在 地	
助 成 金 交 付 額		円
返 還 金 額		円
返 還 金 額 内 訳		操業助成金 円 雇用促進助成金 円 上下水道料金助成金 円 用地取得助成金 円 施設設置助成金 円 利子補給助成金 円
返 還 期 限		年 月 日
返 還 理 由		

年 月 日

檜原村長 様

指定事業者 所在地
名称
代表者

印

檜原村指定事業者指定承継申請書

檜原村企（起）業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定の地位を承継したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 事業所の名称
- 2 事業所の所在地
- 3 指定事業者
 - (1) 指定番号
 - (2) 事業所の名称
 - (3) 事業所の所在地
 - (4) 事業所の代表者氏名
- 4 承継者
 - (1) 事業所の名称
 - (2) 事業所の所在地
 - (3) 事業所の代表者氏名
- 5 承継しようとする理由
- 6 添付書類

様式第14号(第14条関係)

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

檜原村指定事業者指定承継承認通知書

檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定の地位の承継について、下記のとおり承認したので通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の所在地
- 4 承継年月日 年 月 日
- 5 承継の内容

檜 発 第 号
平 成 年 月 日

名 称
代表者 様

檜原村長 印

檜原村指定事業者指定承継不承認通知書

檜原村企(起)業誘致促進条例に基づく指定事業者の指定の地位の承継について、下記の理由により承認しませんので、通知します。

記

- 1 指定番号
- 2 事業所の名称
- 3 事業所の代表者氏名
- 4 承認しない理由